

2017年8月23日

各位

三井生命保険株式会社  
株式会社三井住友銀行

外貨建一時払終身保険「わたしの記念日」の販売開始について

三井生命保険株式会社（代表取締役社長：有末 真哉、以下「三井生命」）では、2017年8月28日（月）より、株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠、以下「三井住友銀行」）において、外貨建一時払終身保険「わたしの記念日」の販売を開始します。

本商品は、三井住友銀行と日本生命グループの三井生命が協議を重ね、三井生命が開発した商品で、一生涯の死亡保障（のこすニーズ）に備えながら、払い込みいただいた保険料から毎年発生する運用成果を、お客さまが指定する複数の記念日にあわせてお受け取りいただけます。この仕組と、より幅広いお客さまニーズに対応すべく契約時初期費用および解約控除を不要としたことが、国内生命保険業界初（※）となります。

また、お客さまに記念日を毎年楽しみに迎えていただけるよう、お祝いのメッセージを添えた手紙も記念日にあわせてお送りします。

三井生命は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

（※）三井生命調べ（2017年6月末時点）。2007年から2016年に刊行された「（公財）生命保険文化センター 各社個人保険商品一覧」および2017年6月末時点の生命保険各社のオフィシャルホームページにおいて、定期的に受取金が支払われる生命保険契約および一時払の特定保険契約を調査対象としています。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

企画部 調査広報G 相田 TEL:03-6831-8051

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

<外貨建一時払終身保険「わたしの記念日」商品概要>

項目	内容	
正式名	「わたしの記念日」無配当一時払外貨建定期祝金付終身保険	
指定通貨	米ドルまたは豪ドル	
契約年齢範囲	契約者：0歳～上限なし 被保険者：満50歳～満90歳	
保険期間	終身	
告知	健康状態や職業等についての告知はありません。	
保険料払込方法	一時払（三井生命指定口座への振込）	
払込通貨 （指定通貨と同じ）	米ドルまたは豪ドル（円での払込はお取り扱いしません）	
最低基本保険金額 （最低一時払保険料）	3万米ドルまたは3万豪ドル	
最高基本保険金額 （最高一時払保険料）	下記の円換算後の基本保険金額を限度とします。 （ただし、指定通貨建で700万米ドルまたは700万豪ドルを超えないこと） 50歳～75歳 5億円 76歳～90歳 3億円	
積立利率	年齢・性別にかかわらず一律です。 毎月1日に設定され、適用された積立利率は保険期間を通じて一定です。	
記念日受取金	記念日（任意指定日）の指定	年間6日を上限（指定しないこともできます。） 追加・変更・取消も可能
	受取通貨	指定通貨または円
	受取人	ご契約者
	受取額	生存祝金額（基本保険金額×積立利率） を記念日（任意指定日）の数で按分した金額
	受取日	契約日から1年後の年単位の契約応当日 以降に到来する、以下に記載の日  <<記念日（任意指定日）を指定する場合>> ・記念日（任意指定日）の前月応当日 <<記念日（任意指定日）を指定しない場合>> ・年単位の契約応当日

項 目	内 容
付加できる主な特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期祝金自動払出特約（付加必須）</li> <li>・ 円建年金支払特約</li> <li>・ 円換算支払特約</li> </ul>
契約時初期費用	なし
解約控除	なし
市場価格調整	あり（契約日から30年後の契約応当日以降は適用なし）

### <生命保険全般に関する留意点>

●ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

●一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

●外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

●三井住友銀行による元本および利回りの保証はありません。

●一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

●外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

●保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。三井住友銀行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、三井住友銀行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

●保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

●引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

●保険商品のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

●三井住友銀行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。
- くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。